



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月12日金曜日 第20号

## ◇ 目 次 ◇

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 245  
 道路の供用開始（県道落合久万線）.....（東予地方局管理課）... 245  
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 246  
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 246  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）... 246  
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 248

## 公 告

公文書の公開の実施状況.....（広報広聴課）... 248  
 個人情報の開示等の実施状況.....（ " ）... 249

## 雑 報

環境影響評価準備書について.....（環境政策課）... 249  
 環境影響評価書について.....（ " ）... 250

## 正 誤

令和元年6月14日付け第12号愛媛県告示第175号（農業委員会交付金等交付規程の一部改正）中.....（農政課農地・担い手対策室）... 250

## 告 示

### ○愛媛県告示第307号

新居浜市新須賀土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年7月12日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新居浜市新須賀土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - 新居浜市新須賀土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
令和元年7月16日から8月13日まで
- 縦覧場所  
新居浜市役所本庁

### ○愛媛県告示第308号

新居浜市大生院土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年7月12日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新居浜市大生院土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - 新居浜市大生院土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
令和元年7月16日から8月13日まで
- 縦覧場所  
新居浜市役所本庁

### ○愛媛県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬甲316番3	令和元年7月12日

○愛媛県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市堀江町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 7月12日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 7月12日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第16号 令和元年 7月 4日	伊予郡松前町大字中川原字広末720番 6	松山市竹原三丁目 8番 2号 メゾンドゥルアン205号 藤 井 洋 平 松山市南久米町769番地 2 シャイン・ヒルズ久米106号 藤 井 麻 衣

○愛媛県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 7月12日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第17号 令和元年 7月 4日	伊予郡松前町大字中川原字広末720番 4、720番 5	松山市和泉南三丁目 8番 26号 メゾンドルミエールA 101号 藤 井 大 樹

○愛媛県告示第313号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年 7月12日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
株式会社浅田組  
宇和島市寄松甲154番地  
代表取締役 浅田 春雄
- 事業場の名称及び所在地  
浅田組・上田建設共同企業体 鹿野川トンネル建設工事  
愛媛県大洲市肱川町山鳥坂210番地
- 特定施設に関する事項  
(1) (パッチャープラント1基)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特定施設の能力	25立方メートル/時
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	通常 4回/日、最大 5回/日	
特定施設の1日当たりの使用時間	通常 4時間、最大 5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.5～12.5
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.05
		通常 24.0 最大 30.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	沈殿槽		
処理施設の型式	-		
処理施設の構造	鋼製		
処理施設の主要寸法	縦 4.8メートル 横 1.8メートル 高さ 1.5メートル		
処理施設の能力	有効容積12.96立方メートル		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態 の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.5~12.5	通常 10.0~12.0 最大 10.5~12.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.500 最大 3.000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 24.0 最大 30.0	通常 24.0 最大 30.0

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		

処理施設の種類	スギジェット式シクナー		
処理施設の型式	T J L - 30		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 10メートル 横 6.5メートル 高さ 2.4メートル		
処理施設の能力	30立方メートル/時		
汚水等の処理の方式	中和・凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態 の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.5~12.5	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.500 最大 3.000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 173.4 最大 396.9	通常 173.4 最大 396.9	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 20 最大 25
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 2.0 最大 3.0

りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 64.1 最大 256.4

○愛媛県告示第314号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第15119号	平成29年9月5日	松本塗装工業	松本 幸夫	八幡浜市1397-15	令和元年6月7日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-28)第11284号	平成28年9月19日	入田産業	入田 正二	南宇和郡愛南町御荘長月3396-2	令和元年6月7日	土木工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-26)第14310号	平成26年8月6日	豫洲産業(株)	山下 嘉茂	西予市宇和町永長481番地1	令和元年6月13日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第1689号	平成29年8月9日	三瓶建設(有)	宮中 藤郎	西予市三瓶町朝立7番耕地292番地第1	令和元年6月28日	管工事業	建設業の廃止(一部)

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成30年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和元年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	
公開請求	2,424	1,485	677	205	57
公開申請	1	0	1	0	0
計	2,425	1,485	678	205	57

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したものうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数
総 務 部	59	0
企 画 振 興 部	83	0
ス ポ ー ツ ・ 文 化 部	16	0
県 民 環 境 部	54	0

事	保 健 福 祉 部	271	0
	経 済 労 働 部	62	0
	農 林 水 産 部	328	1
	土 木 部	1,156	0
	出 納 局	2	0
	小 計	2,031	1
議	公 営 企 業 管 理 者 会	13	0
	教 育 委 員 会	97	0
	選 挙 管 理 委 員 会	10	0
	人 事 委 員 会	2	0
	監 査 委 員 会	4	0
	公 安 委 員 会	0	0
	警 察 本 部 長	237	0
	労 働 委 員 会	2	0
	収 用 委 員 会	1	0
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0
	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	0
	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	0	0
	愛 媛 県 住 宅 供 給 公 社	0	0
	愛 媛 県 土 地 開 発 公 社	0	0
合 計	2,424	1	

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	964	0
建築工事再資源化等届出書	241	0
懲戒処分等の職員の処分関係	211	0
名簿関係	189	0
公益法人等の決算書類	154	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公 開 請 求 者 等 の 区 分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	1,498	1
その他のもの	926	0

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					取下げ
平成29年度からの繰越件数	平成30年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			審理中		
		却 下	棄 却	一 部 認 容		認 容	
7	7	0	3	3	0	8	0

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成30年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和元年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実 施 機 関	平成30年度末件数
総 務 部	76
企 画 振 興 部	47
ス ポ ー ツ ・ 文 化 部	66
県 民 環 境 部	196
保 健 福 祉 部	531
経 済 労 働 部	96
農 林 水 産 部	200
土 木 部	135
出 納 局	10
小 計	1,357
議 会	13
公 営 企 業 管 理 者	15
教 育 委 員 会	120
選 挙 管 理 委 員 会	17
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員 員	5
公 安 委 員 会	6
警 察 本 部 長	166
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合 計	1,744

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	
知 事	19	0	10	5	4
公 営 企 業 管 理 者	110	56	47	6	1
教 育 委 員 会	30	12	7	11	0
警 察 本 部 長	59	1	47	7	4

合 計	218	69	111	29	9
-----	-----	----	-----	----	---

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請求の件数
総 務 部	27
県 民 環 境 部	26
保 健 福 祉 部	48
経 済 労 働 部	2
小 計	103
教 育 委 員 会	7,241
人 事 委 員 会	340
警 察 本 部 長	41
公 営 企 業 管 理 者	13
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	42
合 計	7,780

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区 分	不服申立て件数		処 理 の 状 況				取下げ
	平成29年度からの繰越件数	平成30年度不服申立て件数	却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容	
開示決定等に係るもの	0	2	0	2	0	0	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第13条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成したので、同条例第15条の規定により、次のとおり公告する。

また、同条例第16条第2項において準用する同条例第7条の2第2項の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、この準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

令和元年 7月12日

協同組合クリーンプラザ 理事長 長 野 雄 二

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称 協同組合クリーンプラザ

- (2) 代表者の氏名 理事長 長野 雄二
- (3) 主たる事務所の所在地 四国中央市妻鳥町3048番地 2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業
  - (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
  - (3) 規模 1日当たりの処理能力150トン 1基
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地14
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
愛媛県四国中央市
- 5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）  
四国中央市役所（愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号）  
協同組合クリーンプラザ（愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地2）
  - (2) 縦覧期間 令和元年7月12日から令和元年8月13日まで  
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）
  - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
  - (1) 提出期限 令和元年8月27日
  - (2) 提出先  
〒799 0113 愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地 2 協同組合クリーンプラザ
  - (3) 意見書に記載すべき事項  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書に記載された対象事業の名称  
ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 日時 令和元年7月26日（金）18時30分から20時30分まで
  - (2) 場所 公益社団法人 愛媛県紙パルプ工業会 会議室（南）  
愛媛県四国中央市川之江町4084番 1

○公 告

環境影響評価書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第21条の規定に基づき、次の対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

令和元年7月12日

株式会社松山パーク

代表取締役 大野 剛 嗣

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 事業者の名称 株式会社松山パーク
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 剛嗣
  - (3) 主たる事務所の所在地 松山市西垣生町2892番地

- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 株式会社松山パーク産業廃棄物焼却施設整備事業
  - (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業  
ごみ焼却施設の設置の事業
  - (3) 規模 1日当たりの処理能力 120トン 1基
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
愛媛県松山市西垣生町2892番地（株式会社 松山パーク内）
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
愛媛県松山市及び伊予郡松前町
- 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）  
松山市役所廃棄物対策課（愛媛県松山市二番町四丁目7番地2）  
松山市役所垣生支所（愛媛県松山市西垣生町1225番地1）  
松前町役場保健福祉部町民課（愛媛県伊予郡松前町筒井631番地）  
株式会社松山パーク（愛媛県松山市西垣生町2892番地）
  - (2) 縦覧期間 令和元年7月12日から令和元年8月13日まで  
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）
  - (3) 縦覧時間 9時から17時まで

正 誤

○正 誤

令和元年6月14日付け第12号愛媛県告示第175号（農業委員会交付金等交付規程の一部改正）中

ページ	箇 所	誤	正
116	右欄 様式第5号の (1)（第4条関係）の	Ⅱ（補助金の追加交付を伴う場合）	Ⅱ（補助金の追加交付を伴う場合）
116	左欄 様式第5号の (1)（第4条関係）の	Ⅱ（交付金の追加交付を伴う場合）	Ⅱ（交付金の追加交付を伴う場合）
120	右欄 別紙2の11	11 所有者不明の農地の権利調査	11 所有者不明の農地の権利調査
120	左欄 別紙4の11	11 所有者不明の農地の権利関係調査等	11 所有者不明の農地の権利関係調査等